

## 4 漁業経営

### 解説

ここでは、「漁業経営統計調査」の結果から個人経営体（漁船漁業）に関する統計を掲載した。

#### (1) 調査の概要

##### ア 調査の目的

海面漁業経営体の財産状況、収支状況、操業状況等の経営実態を明らかにし、水産行政等の推進のための資料を整備することを目的とする。

##### イ 調査の対象

2018年漁業センサス結果に基づく漁業経営体のうち、個人で海面漁業を営む専業又は第1種兼業（注）の経営体で海面において主として動力漁船を用いて漁船漁業を営む経営体。

注：第1種兼業とは、個人経営体として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入が自家漁業以外からの収入よりも大きかった場合をいう。

##### ウ 調査期間

毎年1月1日から12月31日までの1年間

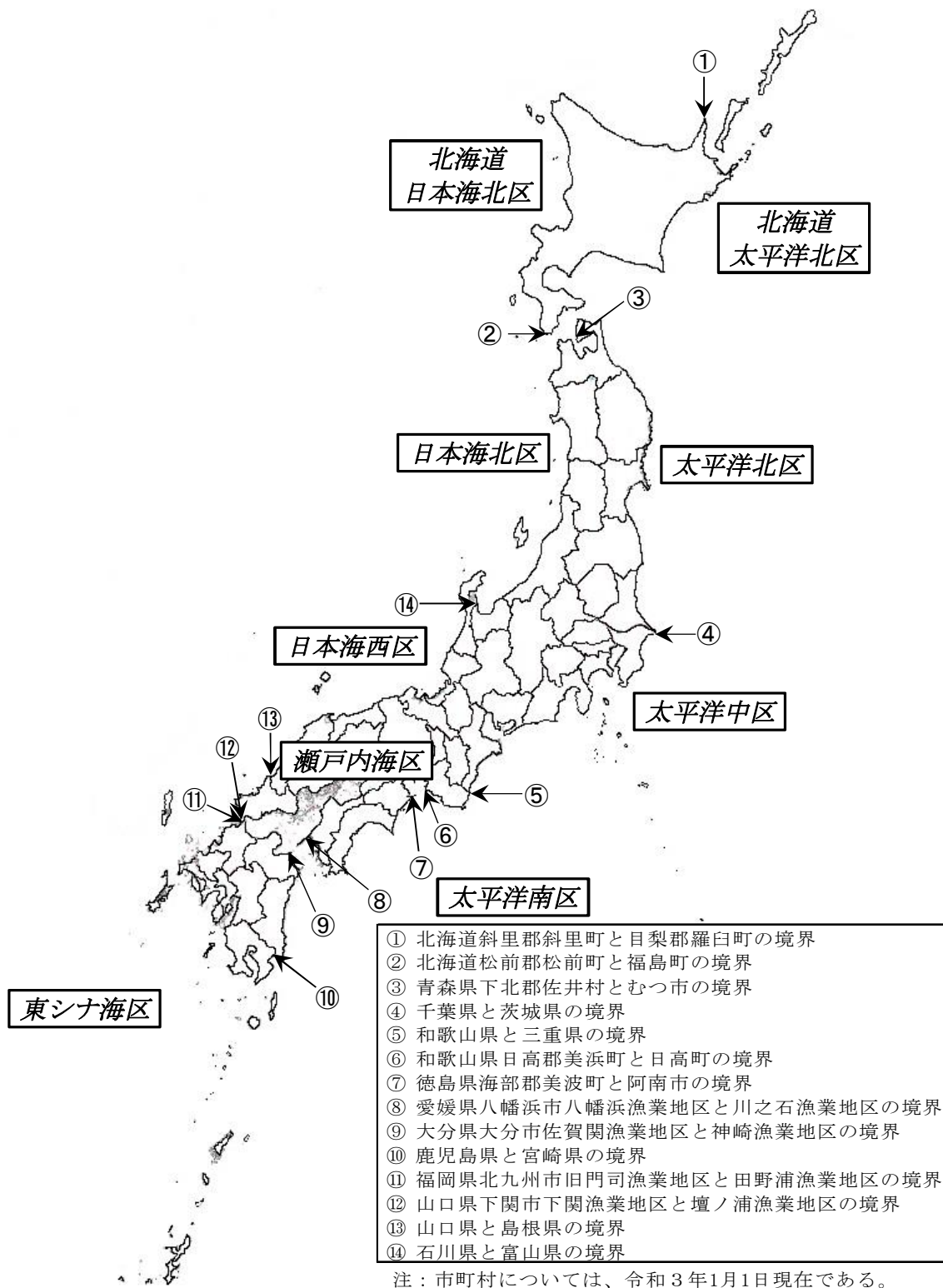
##### エ 調査方法

職員又は統計調査員が調査対象経営体に調査票を配布し、調査対象経営体が記入した調査票を郵送又はオンラインにより回収した。ただし、郵送又はオンラインにより調査票を回収できない場合には、職員又は統計調査員による回収、調査対象経営体に対する面接又は電話聞き取りにより行った。

#### (2) 用語の解説

経営主の平均年齢	自営漁業の漁獲作業の決定を行う等、常時、漁業における管理運営の中心となっている人の年齢
家族員数	経営主と同居し、生計を共にしている人数で、生計を共にしていれば、家族以外の同居人も含む。
事業所得	事業所得＝漁労所得＋漁労外事業所得
漁労所得	漁労所得＝漁労収入－漁労支出
漁労外事業所得	漁労外事業所得＝漁労外事業収入－漁労外事業支出

延べ労働時間	海上又は陸上作業に従事した労働時間の合計
漁獲量	漁労作業によって得られた全ての水産動植物の数量を計上した。計上の対象は、販売、自家用（加工及び食用）としたもののほか、労賃の現物払いや物々交換、贈与したものを含み、廃棄したものは除いた。
漁業投下固定資本	固定資産である土地、建物・構築物、船舶、漁網・はえ縄等の年始めの現在価にそれぞれの漁業・養殖業への使用割合を乗じたものをいう。
漁労収入	漁労収入＝漁業生産物収入＋補助・補助金（漁業）
漁業生産物収入	自家漁業による漁獲物（魚類、貝類、その他の水産動植物類及び海藻類）を販売（直売所での販売又は自家販売による収入を含む。）して得た現金及び現物仕向けの評価額。 注：現物仕向けとは、雇用者への現物支給及び船内の食料費、他家への贈与、物々交換、自家での消費、自家の水産加工業への仕向け等をいう。
漁労外事業収入	調査期間に漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、遊漁船業、民宿及び農業等の事業によって得られた収入のほか、漁業用生産手段の一時的賃貸料のような漁業経営にとって付随的な収入も含む。 なお、その他（漁業に関わるものを除く。）の制度受取金を含む。
漁労支出	調査期間の自家漁業による漁獲・養殖業生産物の育成、販売等に要した費用及び当年に負担すべき固定資産の減価償却費の合計である。
漁労外事業支出	調査期間に漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、遊漁船業、民宿、農業等の事業に要した費用を計上した。



北海道太平洋北区	：①・②間に属する市区町村（太平洋側）
太平洋北区	：③・④間に属する市区町村
太平洋中区	：④・⑤間に属する市区町村
太平洋南区	：⑤・⑥間、⑦・⑧間及び⑨・⑩間に属する市区町村（太平洋側）
北海道日本海北区	：①・②間に属する市区町村（日本海側）
日本海北区	：③・④間に属する市区町村
日本海西区	：⑬・⑭間に属する市区町村
東シナ海区	：⑩・⑪間及び⑫・⑬間に属する市区町村（東シナ海側）並びに沖縄県
瀬戸内海区	：⑥・⑦間、⑧・⑨間及び⑩・⑪間に属する市区町村（瀬戸内海側）